

<訪問介護センター共愛 サービス利用料金> (契約書第8条参照)

介護保険負担割合 1割

令和6年4月1日改定

①それぞれのサービスについて、平常の時間帯（午前8時から午後6時）での料金は次の通りです。
(単位：円)

身 体 介 護					
サービスに要する時間	20分未満	20分以上 30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間半未満	30分増す毎に
利用料金	1,834	2,751	4,365	6,376	917
介護保険から給付される金額	1,650	2,475	3,928	5,738	825
自己負担額	184	276	437	638	92

生 活 援 助					
サービスに要する時間	20分以上 45分未満	45分以上			
利用料金	2,011	2,475			
介護保険から給付される金額	1,809	2,227			
自己負担額	202	248			

身体に引き続き、生活援助を行う場合					
サービスに要する時間	20分以上	45分以上	70分以上		
利用料金	729	1,458	2,187		
介護保険から給付される金額	656	1,312	1,968		
自己負担額	73	146	219		

初回加算	
利用料金	2,210
介護保険から給付される金額	1,989
自己負担額	221

緊急時訪問介護加算	
利用料金	1,105
介護保険から給付される金額	994
自己負担額	111

②介護予防専門型訪問介護サービス利用料（要支援1、要支援2）

介護予防専門型訪問介護サービスについて、料金は次の通りです。

項 目	自己負担額（月額）	初回加算
週1回程度の利用	1,295	221
週2回程度の利用	2,588	
週3回程度の利用 (要支援2のみ)	4,105	

③処遇改善加算

介護職員の処遇改善に資する費用として、所定単位数（合計単位数）に18.2%を乗じた単位数を加算します。